

3 対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザへの対応の基本姿勢

- 新型インフルエンザ対策の目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の低下等を極力抑制することにある。
- 新型インフルエンザについては、出現時期や、発生した場合の症状や感染力の強さ、またそれによる世界的な大流行の規模についての予測は現時点では困難であると思われるため、新型インフルエンザが発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国、神奈川県、保健所設置市、市町村、各関係機関等と密接な連携のうえ対応に努める。
- 現在、海外において人への感染事例が発生している鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の充実強化が新型インフルエンザ対策にとって有効であることから、これらの対策を継続的に実施する。
- 新型インフルエンザの発生に対し、事前の準備対策を講じるとともに、迅速かつ的確に対応するため、厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、発生・流行の状況に応じて6つの「段階」（フェーズ）に分類するが、今回の改訂においては新型インフルエンザの未発生期（従来の区分では、フェーズ3）からの対策を記載することとした。なお、高病原性鳥インフルエンザが市内で発生した場合は「高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱」によることとする。
- 新型インフルエンザの医療体制の整備に努めるとともに、感染症法及び検疫法において「新型インフルエンザ等感染症」の類型が新設され、新型インフルエンザウイルス株に感染した症例の臨床に関する初期情報を考慮した新型インフルエンザ様疾患の症例定義の再評価の実施が想定されるため、これらの状況に応じて、弾力的な対応に努める。
- まん延防止のため、市民等に対し不要不急の社会活動等の自粛を要請する。
- 市民の不安を軽減するために、可能な限り多言語による新型インフルエンザに関する正確な情報を積極的に提供する。

【発生・流行の状況を示す各段階の表記区分について】

新型インフルエンザへの対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

「WHO Global Influenza Preparedness Plan（世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画）」では、新型インフルエンザの発生や流行の状況に応じて6つの段階（フェーズ）に分類して、それぞれの対応等を規定している。

平成21年2月に改定された国の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、国における戦略の転換点を念頭におき、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、感染まん延を抑え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類している。

相模原市では、この区分を基本に、行動計画を策定し、各状況に対応した庁内組織の設置、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制の確保を図ることとした。

※ 詳細については15ページを参照

(2) 対策の推進体制

新型インフルエンザ対策の推進にあたっては、政府、厚生労働省、神奈川県及び相模原市並びに各関係機関における連携した取組みが重要であり、以下のとおりの推進体制により、総合的な対策を推進する。

ア 政府としての取組み

新型インフルエンザ対策のため、「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを推進する。

また、各省庁においても新型インフルエンザが発生した際の具体的な対応についてあらかじめ対応策を検討し、その流行に応じた対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザが発生した場合は、緊急に内閣総理大臣を本部長とし関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となった新型インフルエンザ対策を講じる。

また新型インフルエンザ対策本部は「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置し、対応の強化を図る。

イ 厚生労働省の取組み

関係部局から構成される対策推進本部を設置し、新型インフルエンザ対策の具体的な行動計画を改訂するとともに、新型インフルエンザの発生動向の把握、予

防・治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進する。

また、「サーベイランス」「予防・封じ込め」「医療」「情報提供・共有」「国際対応」の5つの案件に関する専門家から構成される「新型インフルエンザ専門家会議」を組織し、対応の強化を図る。

ウ 神奈川県での取り組み

新型インフルエンザの発生状況や、国内、県内での患者の発生状況に応じて、本県における総合的な新型インフルエンザ対策を関係部局等が連携、協力して講じるため、「神奈川県危機管理対策本部」「神奈川県新型インフルエンザ対策会議（常設）」をはじめとする全庁的な推進体制を整備・運営する。

エ 相模原市の取り組み

新型インフルエンザの発生状況や、国内、県内、市内での患者の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ対策を関係部局等が連携、協力して講じるため、全庁的な推進体制を整備する。

- 体制の整備にあたっては、厚生労働省、国立感染症研究所、横浜検疫所、神奈川県、他市町村及び医療機関等との連携、協力を特に留意する。
- 神奈川県や他市町村と連携し、円滑な情報共有体制を構築し、新型インフルエンザ対策の効果的な推進に努める。
- 米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、新型インフルエンザ対策を進める。
- 以下の体制の他、新型インフルエンザの発生状況、予防、治療等に関する情報提供、協議及び連携のための連絡会等を随時に設置、運営する。

(ア) 相模原市新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザが発生した場合で、その被害規模等により全庁的に対応する必要があると市長が認めるときには、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、新型インフルエンザが海外で発生した段階（海外発生早期）以降、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

(イ) 相模原市新型インフルエンザ対策推進会議（常設）

— 総論 —

新型インフルエンザの発生に備え、各局が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。

(ウ) 相模原市新型インフルエンザ医療対策会議(常設)

新型インフルエンザ対策における医療体制の検討及び医療面の課題を審議するとともに、新型インフルエンザ発生時の医療体制における中心的役割を担う組織として、市及び相模原市医師会等の関係機関の代表者で構成される「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。

(エ) 相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議

市内で、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、円滑、迅速な対策を実施するため、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置する。同会議は「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」（本部長：県知事）と連携し、必要な対応を行うとともに、新型インフルエンザの発生に関する情報収集と共有を行う。

オ 市民及び関係機関の取組み

関係機関（（社）相模原市医師会、（社）相模原市病院協会、相模原市薬剤師会、その他市内の医療関係機関、公共交通機関、マスメディア、企業等）においても、感染拡大を防止するための医療や社会的対応など必要な事前準備を行うものとする。

市民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努め、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないように配慮する。

(4) 行動計画の主要5項目

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、その目標と活動を、「計画と連携」「サーベイランス」「予防と封じ込め」「医療」「情報提供・共有」の5分野に分けて策定している。相模原市においても、この5分野に基づき新型インフルエンザ対策行動計画を策定することとする。

ア 計画と連携

- 新型インフルエンザが発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、国、神奈川県その他の行政機関や、（社）相模原市医師会、（社）相模原市病院協会、相模原市薬剤師会、その他医療関係団体等と十分に協議を行う。
- 新型インフルエンザは、動物、特に鳥類のインフルエンザがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるように変化し、ヒトからヒトへ感染できるようになるものと考えられている。現在も、高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いで確認されており、ヒトへの感染や死亡例が報告されている状況の中、世界保健機関（WHO）から、人に感染しやすい高病原性鳥インフルエンザウイルスが出現している可能性が報告されるため、保健部門と農政部門が連携して高病原性鳥インフルエンザ対策に取り組む。
- 新型インフルエンザが発生した場合には、全庁的に、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。
- 本市の新型インフルエンザ対策を進める上で、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図りながら効果的な対策を推進する。
- 本市の新型インフルエンザ対策のための組織体制は、次のとおりとする。
 - 海外発生早期以降、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係部局間の連携を強化するとともに、全部局一体となった対策を推進する。
 - 新型インフルエンザの発生に備え、関係部局が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。

— 総論 —

- 新型インフルエンザ対策における医療体制の検討及び医療面の課題を審議するとともに、新型インフルエンザ発生時の医療体制における中心的役割を担う組織として市及び相模原市医師会等の関係機関の代表者で構成される「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。
- 新型インフルエンザ未発生期（市内において家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合）では、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ発生時対応要綱」に基づき、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限にとどめるような的確な措置を講じる。

イ サーベイランス

- 新型インフルエンザ対策におけるサーベイランスの目的は、新型インフルエンザの患者の早期把握と発生状況、感染拡大の規模等の把握にある。
- 通常のサーベイランスにおいて、インフルエンザの発生状況を常に把握し監視体制をとることを基本とし、これによりその延長として新型インフルエンザの出現を察知することにつなげる。
- また、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスの実施等により、常時監視体制をとる。
- また、発生・流行の段階に応じて、感染の見られた集団（クラスター）を早期に発見するためのクラスターサーベイランスの実施や、疾病罹患状況の異常を早期に検知するための症候群サーベイランスの実施等、厚生労働省の要請によるサーベイランス体制の強化が想定されるため、これらの状況に応じて、本市におけるサーベイランスの実施体制の確保に努める。
- 諸外国の状況については、世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）等、国内については厚生労働省、農林水産省、国立感染症研究所、他の自治体等を通じ、必要な情報を迅速に入手する。

ウ 予防と封じ込め

- 新型インフルエンザの発生予防及び感染拡大防止・封じ込め対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を低下させないためにも重要であるが、これには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い高病原性鳥インフルエンザが発生している時期から対策をとる必要がある。

- そのため、高病原性鳥インフルエンザの発生予防として、高病原性鳥インフルエンザ発生国、地域への渡航者に対する注意喚起、農場段階における衛生管理（ヒトや車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等）の徹底を行うほか、市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、神奈川県と協力してまん延防止措置を実施する。
- また、新型インフルエンザの予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。
- さらに、感染拡大防止・封じ込めのため、患者の入院勧告、接触者調査を行うとともに、接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。また、教育委員会等と連携した学校保健法に基づく学級閉鎖等の措置や、場合によっては、不要不急の不特定多数の集まる活動の自粛勧告、新型インフルエンザ様症状が見られた者の出勤停止・受診勧告など社会活動の制限等を実施する。

（抗インフルエンザウイルス薬）

- 社会機能を維持させるために抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が必要であるが、通常のインフルエンザにも同薬が使用されることから、治療薬の限定的な使用が実施されないと、感染の国内まん延期には、その供給量の絶対的不足の可能性がある。
- 感染のまん延期における対策は、国家レベルの危機管理の最重要事項の一つであるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、まず国家的な備蓄の確保が必要であり、国及び都道府県において、大規模発生を起こした場合の健康被害の拡大や社会・経済機能の低下などの影響を最小限にとどめるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保を行っている。

（ワクチン）

- 新型インフルエンザウイルス株の特定後、安全で有効なパンデミックワクチンが実用化されれば、ヒトへの感染防止に大きな効果を発揮することが期待できる。
現在流行している新型インフルエンザウイルスに対するパンデミックワクチンは製造段階にあるため、ワクチンに関する厚生労働省等の動向を注視する。
また、鳥インフルエンザウイルスを用いて製造されるプレパンデミックワクチンに関する動向についても注視していく。

エ 医療

- 新型インフルエンザによる感染のまん延期には、流行の規模に応じた医療体制を確保していく必要がある。
- 新型インフルエンザが発生した場合に医療機関を受診する患者数について、米国疾病管理センター（CDC）モデルにより試算した結果は、約9万人（最小7万人～最大13万人）となる。
- 感染のまん延期には市内で多数の患者が入院することが想定され、また、それ以上に外来患者が受診すると考えられるが、相模原市の病床数等の医療資源には制約があり、その中でいかに効果的・効率的な医療を行うのかを事前に計画する必要があることから、新型インフルエンザとそれ以外の患者とを振り分ける発熱外来の設置を医療機関等に対し要請する。
- さらに、新型インフルエンザの病原性が重度である場合に、医療機関では平常時を超える入院患者数が想定されていることから、このような場合の医療体制についても事前に考慮する。
- 入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超える場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設の利用についても、検討を行う。
- 国における新型インフルエンザの診断及び治療方法が確立した場合は、各医療機関に周知徹底を行い、感染症指定医療機関やそれ以外の協力医療機関はこれに従い早期に診療を行う。
- その際、各医療機関は、保健所等と綿密な連携を図り、検体の採取・搬送や、患者・接触者の健康状況の把握に協力するものとし、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザ薬の予防投与やワクチン接種による院内感染対策を実施し、二次感染防止に最大限の注意を払う。
- 海外発生早期では、患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置する。
- また、病床については、新型インフルエンザ発生初期である国内発生早期、国内感染拡大期には、患者の治療とともに封じ込め対策としても有効であることから、症例定義に合致する新型インフルエンザ疑い患者を感染症指定医療機関等に入院させることとし、そのための感染症病床や結核病床等も含めた利用計画を策定す

る。

- さらに、感染の国内まん延期・回復期になった場合には、患者数が増大することが想定されることから、感染症指定医療機関やそれ以外の協力医療機関のみならず、宿泊施設等に患者を入院・入所させることができるように、その活用計画を検討する。

オ 情報提供・共有

- 新型インフルエンザの流行に備えた対策は、高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザのヒトへの感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。
- これらの発生、流行の状況については、発生国、国際機関（世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）、厚生労働省、国立感染症研究所などから発信されているが、これらの情報をインターネット等を活用し収集し、関係者間で共有する体制を構築する。
- このような発生、流行状況等の情報収集に加えて、市内で新型インフルエンザが発生した場合の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下を極力抑制することを目的として、感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保についても、発生状況のレベルに対応した情報収集を行う。
- また、収集した情報については、新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を積極的に行い、情報を共有していくとともに、海外発生早期の段階で重点的に広報を行うことによって、市民の安心を確保し、パニックの防止に努める。
- このため、相模原市における広報担当（スポークスパーソン）を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザの流行状況に応じて、市内及び国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行う。
- 広報担当（スポークスパーソン）は、海外まん延期・回復期及び国内感染拡大期以降は保健所長とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長を広報担当（スポークスパーソン）とする。
- なお、市民がこれら情報を受け取る媒体や受け取る内容についても千差万別であることが考えられるため、リスクコミュニケーションの手法を用いて複数の情報提供媒体の設定、理解しやすい内容での情報提供を行う。

- 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。
- 本市には、約1万人の外国籍市民が在住しており、新型インフルエンザ発生国から観光客等が来訪する可能性もあるため、新型インフルエンザに関する正確な情報を積極的に、可能な限り多言語により提供する。

4 行動計画実施上の留意点

(1) 計画の見直し

- 新型インフルエンザの発生時期や形態については予測が不可能なため、現在までに得られた最新の知見を基に、国や神奈川県、市町村及び関係機関等が連携し、随時適切に行動計画を見直す。

(2) 訓練の実施

- 行動計画を実効性あるものとするには、市と関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる。

<各段階の定義と目標>

| | | 段 階 | | 定 義 | 目 標 | |
|---------------------|------|-------------------|----------------|--|--|---|
| | | 国の区分 (21年2月改定) | 県・市行動計画 の区分 | | | |
| | | 未 発 生 期 | 未 発 生 期 | 新型インフルエンザが発生していない状態 | ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。 | |
| | | | | 動物において循環している亜型インフルエンザウイルスが、ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。 | ヒトに感染する可能性がある亜型インフルエンザは存在していないが、将来の世界的な大規模流行時に対する対策を強化する。 ヒトへの感染伝播のリスクを減少させる対策を講じる。また、そのような感染伝播が発生した際には、迅速に検知し、報告する体制を整備する。 | |
| 市 行 動 計 画 の 対 象 範 囲 | 前段階 | 未 発 生 期 | 未 発 生 期 | 海外で鳥インフルエンザのヒトへの感染が発生した状態 | 海外でヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。 | |
| | | | | 国内で鳥インフルエンザのヒトへの感染が発生した状態 | | 発生に備えて体制の整備を行う。新しい亜型のウイルスの迅速な同定と、追加症例の早期検知、報告、対応を確実に実施する。 |
| | 第一段階 | 海外発生期 | 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザが発生している状態 | 海外でヒトへの新しい亜型のインフルエンザが発生し、まん延・回復に至るまでの状態。 | ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。国内発生に備えて体制の整備を行う。 |
| | 第二段階 | 国内発生期 国早 | 国内発生期 国早 | 国内で新型インフルエンザが発生した状態 | 限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団(クラスター)が見られるが、拡散は非常に限定されている。 | 国内での感染拡大をできる限り抑える。 |
| | 第三段階 | 感染拡大期 | 感 拡 染 期 | 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 | より大きな集団(クラスター)が見られるが、ヒト-ヒト感染は依然限定的で、まだ完全に感染伝播力を獲得していない。 | 社会機能を維持させるため、感染まん延時の影響(被害)を最小限に抑える。 |
| | | まん延期 | まん延期・ 回復期 | 入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態・ピークを越えたと判断できる状態 | まん延期:世界的大流行が発生し世界の一般社会で急速に感染が拡大している。 回復期:まん延が発生する前の状態へ急速に回復する時期。 | 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。 |
| | | 回復期 | | | | |
| | 第四段階 | 小康期 | 小康期 | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 | 患者の発生が減少し、低い水準で停滞。 | 社会機能の回復を図り、流行の第二波に備える。 |

— 総論 —

<各段階に応じた推進体制と主な対応>

| | 市内体制 | 相模原市の主な対応 |
|----------|---|--|
| 未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理基本指針 相模原市新型インフルエンザ対策推進会議(常設) (市内で鳥インフルエンザ発生の場合) 相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議 | <ul style="list-style-type: none"> 「相模原市新型インフルエンザ行動計画」の策定 鳥インフルエンザ防疫対策 抗インフルエンザ薬の備蓄、確保 感染症指定医療機関の確保、協力医療機関の確認 一般病床を含めた受入れ医療機関の整備 PPEの備蓄 鳥インフルエンザサーベイランスの強化 鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応(疫学調査) 鳥インフルエンザに関する情報提供 市民へ情報提供(随時見直し) 事業者に対する事前準備の要請 |
| 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> 相模原市新型インフルエンザ対策本部 【本部長:市長】 | <ul style="list-style-type: none"> インフルエンザサーベイランスの強化 発熱相談センターの設置 相談窓口の設置 |
| 国内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> 相模原市新型インフルエンザ対策本部 【本部長:市長】 | <ul style="list-style-type: none"> 発熱外来の設置 感染症指定医療機関での診断・治療 感染症法に基づく措置(入院勧告、確定診断、疫学調査等) 発生地域における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛勧告、周知 患者と接触していた者が関係する地域の学校等の臨時休業、施設閉鎖の要請 感染の可能性のある従業員の出勤停止・受診の勧告 発生地域の事業所、福祉施設等や、住民、施設入所者等への感染予防対策に関する普及啓発 |
| 感染拡大期 | 国内発生早期と同じ体制 | <ul style="list-style-type: none"> 病院・高齢者施設等における感染予防策の強化の要請 市内における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛勧告、周知 市内の事業所、福祉施設等に対する感染予防対策の勧奨 市民への感染予防対策の普及啓発、外出自粛の要請 患者対応が可能となる公共施設、宿泊施設等の把握 |
| まん延期・回復期 | 国内発生早期と同じ体制 | <ul style="list-style-type: none"> 通常のインフルエンザサーベイランスを中止 新型インフルエンザの発生動向調査 全医療機関での診断、治療 市内の大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動のすべての自粛勧告、周知 市内の学校等の臨時休業、施設閉鎖の要請、周知 市内の事業所、福祉施設等に対する感染予防対策の勧奨 病床不足が予測される場合、利用可能な公共施設、宿泊施設等に対する患者収容を開始 流行の第二波以降に備えた行動計画の見直しを検討 |
| 小康期 | 体制の再整備 | <ul style="list-style-type: none"> 計画、指針等の見直し まん延防止策の終了 流行終結時まで、市民への情報提供 |